



CONCORDIA  
コンコルディア・フィナンシャルグループ



## 清川村の地域資源を活用した地域活性化に関する連携協定

清川村（以下「甲」という。）と株式会社横浜銀行（以下「乙」という。）は、清川村の地域資源を活用し、地域振興に資する取組みを推進していくため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙が連携し、甲の地域資源を有効に活用、発掘、磨き上げをすることにより、観光業、商工業・サービス業、農業の振興を推進して、甲の地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について連携および協力を行うものとする。

- （1） 地域製品の販路拡大と地域ブランドの発掘・促進に関すること。
- （2） 観光活性化に関すること。
- （3） 移住・定住に関すること。
- （4） 産業の振興に関すること。
- （5） そのほか本協定の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

2 甲及び乙は、別途協議のうえ定めない限り、前項に定める連携及び協力に係る費用を自ら負担するものとし、また、相手方に対して報酬その他の連携及び協力に係る対価の支払を求めることはできないものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定は同一条件により1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義などの決定）

第6条 本協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議の上別途定める。また、本協定の解釈などについて疑義等が生じた場合は、双方が誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年 11 月 26 日

甲 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地  
清川村  
清川村長 岩澤 吉美



乙 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号  
株式会社横浜銀行  
代表取締役頭取 大矢 恭好

